

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和3年3月9日（令和3年（行個）諮問第33号）

答申日：令和3年6月24日（令和3年度（行個）答申第40号）

事件名：本人に特定日時に特定職員が電話で話をした内容が分かる文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年5月28日付け札幌第230号により札幌法務局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、違法性があるので、審査請求を行う。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

原処分において、違法性があるので、行政不服審査法19条3項等に基づき不作為についての審査請求を行う。

全部開示内容について

電話・口頭処理票についての札幌法務局訟務部特定職員の発・受記録は、本人の主観を述べるだけであり、客観的事実と相違がある。

この記録には、上席の確認印が存在せず、自分勝手に作成されたと推認されても仕方ない。

正しい口頭処理票とするのであれば、記載されている事実内容（守秘義務違反）のわかるものを証明できない以上、電話・口頭処理票が正しいとの客観的証拠とはなりえない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分について

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、令和2年4月22日付け（同月30日

処分庁受付)で、法13条1項の規定に基づき、保有個人情報開示請求書(以下「本件開示請求書」という。)中、本件請求保有個人情報の開示を求めるとの保有個人情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

(2) 処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報について、本件対象保有個人情報と特定した。

(3) 処分庁は、本件対象保有個人情報について、保有個人情報の開示をする旨の決定(原処分)を行った。本件は、この原処分について違法性があるとして、審査請求人から、令和2年6月13日付け(同月16日受領)で、審査請求が行われたものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は判然としないものの、処分庁は、本件開示請求に対し、原処分を行っており、審査請求がされた時点において処分庁の不作为はなく、本件開示請求の記載内容から総合的に判断し、原処分に対する審査請求と解することが相当である。

ただし、一方で、審査請求書において、「不作为についての審査請求を行う。」との記載があることから、審査請求人の主張を整理するため、同人に対し、令和2年10月19日付け「審査請求書について(求補正)」(以下「求補正書」という。)及び同年12月24日付け「審査請求書について(再求補正)」(以下「再求補正書」という。)において補正を求めたところ、いずれの文書に対しても期限内に同人からの回答がなかった。

なお、「再求補正書」には、「期限内に回答がない場合、(中略)「①本件処分に対する審査請求」がなされたものとして手続を進めさせていただきます。」旨記載している。

3 原処分の妥当性について

本件開示請求書に記載された内容と本件対象保有個人情報の内容とは、①開示請求者と通話した者、②通話した日時及び③国家公務員法違反等に係る通話内容が存在するという点において一致しており、他にこのように内容が一致している保有個人情報は存在しない。したがって、本件開示請求について、処分庁が本件対象保有個人情報を特定したことに問題はない。

そして、本件開示請求において、処分庁は本件対象保有個人情報について全部開示の決定をしたものであるから、原処分は妥当である。

4 結論

原処分維持が適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年3月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年5月28日 審議

④ 同年6月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、原処分に違法性があるので、不作為についての審査請求を行う旨主張している。

これを検討するに、諮問書に添付された上記第3の2掲記の求補正書及び再求補正書によれば、求補正等の経緯は上記第3の2のとおりであると認められることから、本件審査請求については、本件対象保有個人情報の特定を争うものと解さざるを得ないところ、諮問庁は、原処分維持が相当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 諮問庁の説明

上記第3の3のとおり。

(2) 検討

ア 当審査会において、諮問書に添付された開示実施を行った本件対象保有個人情報が記録された文書（本件文書）（写し）を確認したところによれば、本件対象保有個人情報は、特定日時に札幌法務局訟務部特定職員が電話にて行った開示請求者（審査請求人）とのやり取りが記録された電話・口頭処理票に記録された保有個人情報であると認められる。

イ 審査請求人は、上記記録には、上席の確認印が存在せず、自分勝手に作成されたと推認されても仕方ない旨主張する。

この点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本件文書は、特定職員が作成後、上司等に情報提供をしたが、上司等の確認印を取ることはしていない旨説明する。

上記の諮問庁の説明について、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。その他、処分庁において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有していることをうかがわせる事情も認められない。

ウ 本件対象保有個人情報の探索の範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、処分庁において、本件開示請求及び本件審査請求を受けた際に、いずれも担当部署内の

書庫及びパソコン上のファイル等を確認したが、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報の存在を確認することはできなかつた旨説明する。

上記の探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。
エ したがって、札幌法務局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、札幌法務局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣，委員 池田陽子，委員 木村琢磨

別紙

- 1 特定年月日時特定電話番号より私（審査請求人の氏名）の特定携帯電話番号に札幌法務局訟務部特定職員が電話にて話をした内容（国家公務員法違反等）の開示を求める。
- 2 電話・口頭処理票（特定年月日時に当局訟務部特定職員が開示請求者に対し架電したもの。）